

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課  
〒380-0871  
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内  
TEL：026-238-1555（直通）  
TEL：026-238-1580（苦情専用）  
TEL：026-238-1583（障害者総合支援専用）  
FAX：026-238-1581  
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp  
URL：https://www.kokuho-nagano.or.jp

# 信濃の介護保険

## 1 新規指定介護保険事業者研修会について

新規指定介護保険事業者を対象とした研修会を下表のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項についての説明、県介護支援課からは新規指定事業者向けの説明を行います。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

なお、参加を希望される事業者は1週間前までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAX（026-238-1581）にてご報告ください。

開催日	開催場所	時間
令和5年11月27日（月）	トライあい・松本※	午後1時00分～4時00分
令和5年12月の開催はありません		

※松本会場の「トライあい・松本」には施設駐車場がありますが、満車の場合は近隣の有料駐車場をご利用ください。

## 2 ケアプランデータ連携システムについて

標記システムについては、本会の新規指定介護保険事業者研修会でも今後情報提供していく予定ですが、本システムの概要等、下記のとおり本会ホームページに関連項目の新設とリンク作成をしておりますので、併せてご活用ください。

また、ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイトにはプロモーション動画も収録されておりますので、是非ご視聴ください。

### ◆◆本会ホームページ◆◆

長野県国民健康保険団体連合会>介護事業所等のみなさまへ>

[ケアプランデータ連携システムについて（新設）](#)

### ◆◆リンクURL◆◆

【国民健康保険中央会ホームページ】

URL：<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/index.html>

【ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト】

URL：<https://www.careplan-renkei-support.jp>

## 3 介護給付費明細書等の提出期限について

介護給付費明細書等の提出期限は、毎月10日必着となっております。

普通郵便を利用している事業所におかれましては、配達日数に十分ご留意の上、提出期限までに必ず本会に届くよう送付してください。

また、インターネット請求の事業所におかれましては、23：30以降に送信された場合は、翌朝8：00の受付処理となります。ただし、受付締切日（毎月10日）に関しては、23：30以降のデータ送信は受付自体を行いませんので、時間厳守をお願いいたします。なお、事業所側での請求取消・再送信についても同様です。ので、事前チェックエラー対応等を考慮し、余裕を持ったスケジュールでご請求ください。

4 地域包括支援センター（介護予防支援事業所）の皆様へ（事業所評価加算に関する事務処理）

令和6年度の事業所評価加算の対象事業所を決定するための事務処理として、例年どおり、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）へ「サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表」を11月20日（月）に送付します。事務連絡の内容をご確認いただき、「サービス提供終了確認情報」を期日までに提出いただきますようお願いいたします。

なお、対象となる受給者が存在しなかった場合には、その旨を郵送にてお知らせしますのでご承知おきください。

- 伝送事業所：令和5年12月1日（金）～令和5年12月10日（日）
- 郵送事業所：令和5年12月8日（金）（必着）まで

※送付方法が伝送の事業所については「サービス提供終了確認情報」を作成、郵送の事業所については、本会から送付した「サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表」に必要事項を記載のうえ、返送ください。

5 住所地特例対象者の介護給付費・総合事業明細書記載・入力上の注意点について

住所地特例対象者の請求においては、サービス種類によって記載いただく明細欄が異なります。記載入力欄を誤って請求されると返戻となりますので、サービス種類を確認し、給付費・事業費明細欄（住所地特例対象者）へ記載・入力のうえ請求されますようお願いいたします。

なお、住所地特例対象者は保険者が転居前の市町村ですので、転居前市町村から送付される被保険者の情報（受給者台帳）に住所地特例対象者であることが設定されている必要があります。当該被保険者の請求が返戻になった場合には、必要に応じて、このことについても転居前市町村にご確認ください。

様式第二（附則第二条関係）

居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書

（訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）・小規模多機能型居宅介護（短期利用）・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外）・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用）

公費負担者番号		令和	5	年	1	0	月	分
公費受給者番号		保険者番号	9	0	2	0	1	0

  

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要
	夜間訪問介護Ⅱ	7 1 2 1 1 1	2 8 0 0	1	2 8 0 0			902222	
	夜間訪問同一建物減算Ⅰ	7 1 X X X X		1	- 2 8 0			902222	
	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅱ	7 1 6 1 0 9	2 5 2	1	2 5 2			902222	

住所地特例対象者の請求は、給付費・事業費明細欄（住所地特例対象者）に記載・入力する。

保険者市町村の証記載保険者番号ではなく、住所地特例対象者が入所（入居）する施設の所在する市町村の証記載保険者番号を記載・入力する。

令和5年11月審査分の支払日は12月28日（木）、12月審査分の締め切りは令和5年12月10日（日）です。11月審査分の返戻通知等の送信日は12月1日（金）夕方、発送日は12月4日（月）を予定しております。なお、9日（土）及び10日（日）は長野県自治会館1階で8：30～16：30まで受付を行います。